解体工事の申請について

令和３年１月

八峰町役場総務課管理契約係

解体工事の申請について、以下のとおりとします。

■申請するための要件について

〇土木一式工事、建築一式工事又は解体工事の総合評定値の請求をしていることとします。

上記の３工種のうち、いずれか１工種の総合評定値の請求をしていれば、解体工事を申請することができます。

■技術職員名簿の記載について

〇「附則第４条該当」を示すコード（アルファベットを使ったコード）は入札参加資格審査の技術職員名簿には記入しないでください。

〇解体工事施工技士を除き、解体工事の技術者として申請する場合は、

・平成２８年度以降に実施された試験の合格者

・登録解体工事講習の修了者

・資格取得後、解体工事に関し１年以上の実務経験がある者

に限りますので、ご注意ください。

※ただし、町発注工事において発注する解体工事の種類に関わらず、解体工事施工技士の配置を求めることとします。

■その他

技術職員名簿の項目にも記載しておりますが、町発注工事において発注する解体工事の種類に関わらず、解体工事施工技士の配置を求めることとします。